

## グループホーム火災関連情報 - 西日本防災システム

2013 03 11

長崎市グループホームでの5人が亡くなった火災を受けて、総務省・消防庁は、スプリンクラーの設置基準など、福祉施設の防災基準について話し合う検討会の初会合を開催しました。

この総務省・消防庁の検討会では、小規模な施設などにおけるスプリンクラーの設置基準の見直しや防災基準の強化策などを話し合うようです。

延べ床面積が1000㎡未満の小規模な施設の場合、275㎡以上でスプリンクラーの設置が義務付けられています。ですが、火災のあった施設は設置義務のない275㎡未満で、スプリンクラーの設置義務はありませんでした。

この検討会は厚生労働省や国土交通省などとも議論し、夏ごろまでに意見を取りまとめ、公表する方針だそうです。



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 